「大和海軍航空隊大和基地(通称・柳本飛行場)の歴史と関連遺構」の 記録・保存にかかわる公開質問について(回答書)

令和3年12月15日 天理市長 並河健

国際紛争を解決する手段として戦争や武力を行使すること、また何れかの国が、力を背景として他の国や地域、民族・宗教などを弾圧し、人権を侵害し、隷従させる歴史が繰り返されてはならないと考えます。

他方で、かつて市立ふるさと園内に設置された「大和海軍航空隊大和基地跡説明板」に記載されていた「強制連行」等の文言をめぐっては、令和3年4月27日付の政府答弁が「朝鮮半島から内地に移入した人々の移入の経緯は様々であり、これらの人々について、『強制連行された』若しくは『強制的に連行された』又は『連行された』と一括りに表現することは、適切ではないと考えている」等と述べる等、見解の相違が見られます。

多様な歴史認識が存在する中で、地方自治体や教育委員会が、公式の見解と解される形で「大和海軍航空隊大和基地跡説明板」を再設置することは困難な状況であり、専門家の議論等を 待つ必要があると考えます。同説明板は、市が引き続き保管して参ります。

また、本件は、歴史認識を巡る問題に留まらず、国際関係上も極めて機微な問題です。我が 国と韓国政府との間では、旧朝鮮半島出身労働者問題(いわゆる「徴用工裁判」関連)を巡 り、深刻な外交問題が継続しています。この影響によって、本市が四半世紀に渡り育んでき た瑞山市との姉妹都市交流を含めて、両国間の様々な交流活動が停止されました。複雑化す るアジア太平洋地域の情勢に対して、本来は、自由と民主主義、市場経済等の基本的価値を 共有する隣国として協力し合うべき日韓両国が、連携して行動することを妨げる要因となっ ていることが懸念されます。 こうした状況の下、住民の暮らしに一番近い行政として市民サービスを行う本市が、歴史認識に関して独自の調査を行うことや、見解を示すことは、基礎自治体として担うことができる責任の限界を超えていると考えます。

貴会が市民団体として活動されることは、憲法第21条が定める表現の自由の下、保障されており、尊重されなければなりません。本市の説明板を巡り、また全国各地でも同様の問題について、賛否の議論があることは承知しています。本市及び本市教育委員会としては、何れの立場においても関与することは控える立場であることを御理解の上、貴会はじめ市民の活動として、議論を深めていただきたく存じます。

市の立場でなく、私個人としては、皆さまの御研究について、ご教示いただく機会も賜りましたら幸甚です。

なお、旧柳本飛行場の遺構は主に民有地に所在しており、本市としても財政上の制約はございますが、先の大戦を語り継ぐ歴史遺産として、保存の可能性について検討して参ります。

(以上)